

令和7年度分 住民税申告相談会のご案内

確定申告は2月17日(月)から3月17日(月)までです

◆申告相談会の日程及び場所

月 日	曜 日	時 間	対象地区	会 場
2月17日	月曜日	8:30 ~ 17:00	幌延地区全域	役場 2階 大会議室
2月18日	火曜日	8:30 ~ 17:00		
2月19日	水曜日	8:30 ~ 17:00		
2月20日	木曜日	10:00 ~ 16:00	問寒別地区全域	問寒別生涯学習センター 研修室
2月21日	金曜日	9:00 ~ 15:00		

◆主な確定申告を必要とする方

- ・事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
- ・年末調整された給与所得以外の給与収入金額と各種の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

◆確定申告することによって、源泉徴収税が還付（還付申告）される方については、既に役場で受付しています

例) 令和6年中に支払った医療費の自己負担額(通院費も含む)が10万円（総所得金額等が200万円未満の方は所得の5%）を超える方、または令和6年中に一定の取り組み（定期健康診断など）を行い、スイッチOTC医薬品を1万2千円以上購入された方（上限控除額8万8千円）
※事前に領収書を人ごと・病院ごとに集計し、「医療費控除の明細書」を作成のうえ持参いただくスムーズに申告手続きを済ませることができます

※保険等で補てんされた金額がある場合は、補てんされた額をご確認のうえ、お越しく下さい
※どちらか一方のみの選択になりますので、併用はできません

例) 住宅ローンを利用して住宅を新築された方や中古住宅を購入された方または増改築をされた方で一定の要件に該当し、住宅借入金等特別控除を受ける方

◆申告相談にお越しの際には、次の物を持参してください

- 1 「納税者のマイナンバーカード（個人番号カード）」または「納税者の通知カード及び運転免許証などの写真付身分証明書」
- 2 扶養親族・事業専従者のマイナンバー（カードを持参する必要はありません）
- 3 令和6年中の収入を明らかにするもの（源泉徴収票など）
- 4 生命保険料及び地震保険料等の支払証明書
- 5 医療費控除の明細書等
- 6 障害者控除を受ける方は障害者手帳
- 7 国民年金支払証明書、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の領収書など
- 8 申告者本人名義の口座番号がわかるもの（還付金が発生した場合に必要です）

お問い合わせ先: 住民生活課 税務住民係 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812